

# 芦別市経営復活支援金等の支給のお知らせ

芦別市では、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、市内の経済活動が停滞し、厳しい経営状況にある事業者に対し、経営の維持及び立て直しを図ることを目的として、経営復活のための支援金及び奨励金を支給する制度を設けました。

(支援金等の種類)

- 1 経営復活支援金
- 2 特定飲食店及び飲食店関連事業者支援金
- 3 観光関連事業者支援金
- 4 飲食店感染防止対策認証取得奨励金

(支援金支給対象となる事業者)

- ・市内に本店又は主たる事務所を有する法人
  - ・市内の店舗において事業を営む個人事業者
- ※支援金等の支給は、令和3年3月31日において事業を営んでいる事業者に適用します。

## 1 経営復活支援金

### 【支給要件】

令和3年11月から令和4年3月までの期間におけるいずれか1月(対象月)の売上額と令和2年11月から令和3年3月、令和元年11月から令和2年3月、平成30年11月から平成31年3月までの期間(基準期間)におけるいずれか同月(基準月)の売上額を比較し、その額が10%以上30%未満の割合で減少している事業者

《季節性事業者に関する要件》

季節性等の事情により月当たりの事業収入の変動が大きい事業者(季節性事業者)にあつては、基準期間のうち任意の連続する3月の事業収入の合計(季節性基準期間収入)と令和3年11月から令和4年3月までの期間における連続する同3月の事業収入の合計(季節性対象期間収入)を比較し、その額が10%以上30%未満の割合で減少している事業者

※基準期間及び基準月の売上額には、国、北海道及び芦別市による新型コロナウイルス感染症対応に係る協力金や支援金を含まない。

※対象月の売上額には、北海道のまん延防止等重点措置協力支援金を含める。

### 【支援金の額】

次により計算した額(上限額…法人40万円、個人事業者20万円)

基準期間の売上合計－対象月の売上額×5(千円未満切捨て)

季節性事業者…季節性基準期間収入－季節性対象期間収入(千円未満切捨て)

### 【売上額算定の特例】

令和2年11月から令和3年3月までに新たに事業を開始(開業)した事業者にあつては開業した日の属する月から令和3年3月までの期間における任意の月を基準月とし、その基準月の売上額(基準月が1カ月未満の場合は、営業日数に応じて算出した月の売上額)に5を乗じた額を基準期間の売上額とみなすことができる。

### 【申請書に添付する書類】

(法人、個人共通)

- ・申請書の別紙(経営復活支援金申請額計算書)
- ・通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるページ)

(法人)

- ・確定申告書別表1
  - ・法人事業概況説明書
  - ・令和3年11月から令和4年3月の期間における月別売上額がわかる書類
- 平成30年、令和元年、令和2年、令和3年の売上額が記載されている事業年度のもの

- ・履歴事項全部証明書（写し可。奨励金支給申請前3カ月以内に発行されたもの）

（個人）

- ・確定申告書第1表  
※確定申告の義務が無かった場合は住民税申告書
  - ・所得税青色申告決算書全ページ  
※白色申告者又は住民税申告者は収支内訳書
  - ・運転免許証、個人番号カード（顔写真の面のみ）、健康保険証のいずれかの写し
- } 平成30年分から令和3年分までの4年分

※確定申告書別表1、確定申告書第1表は次のいずれかに該当していること。該当しない場合は、税務署発行の納税証明書（その2所得金額用、各年分）を添付すること。

- ・税務署の收受日付印が押印されていること
- ・税理士の署名があること
- ・電子申告による受付日時が印字されていること
- ・電子申告による受信通知の写しが添付されていること

※住民税申告書は、市区町村の收受日付印が押印されていること。押印がない場合は、当該市区町村発行の所得証明書（事業等収入金額の表示があるもの、各年分）を添付すること。

**次に該当する場合は、支給対象としません。**

**（ア～ウ以外の項目は、2～4の支援金等にも同様にあてはまります）**

- ア 国の事業復活支援金の支給要件を満たしている。（国の事業復活支援金の申請受付が終了した場合も同様。）
- イ 対象月を含む事業年度において農業保険法に基づく共済金の交付を受けている。
- ウ 基準月を含む年間売上額が法人100万円未満、個人事業者50万円未満である。
- エ 支援金等の申請日以降において事業を継続する意思がない。
- オ 芦別市補助金等交付条例に基づく交付金の交付を受けている。
- カ 地方自治法に基づく公共的団体等である。
- キ 政治活動又は宗教団体に関与している。
- ク 暴力団又は暴力団関係者の統制下にある。

## 2 特定飲食店及び飲食店関連事業者支援金

### ＜ 特定飲食店を営む事業者 ＞

#### 【支給要件】

次の全てに該当する飲食店

- ・主として料理をその場で飲食させている
- ・営業時間が5:00から20:00の時間帯内
- ・令和3年度において北海道まん延防止等重点措置協力支援金を受給していない

#### 【支援金の額】

20万円

#### 【申請書に添付する書類】

- ・飲食店営業許可証の写し
- ・通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるページ）
- ・法人は、履歴事項全部証明書（写し可。奨励金支給申請前3カ月以内に発行されたもの）
- ・個人事業者は、運転免許証、個人番号カード（顔写真の面のみ）、健康保険証のいずれかの写し

## < 飲食店関連事業者 >

### 【支給要件】

- 次のいずれかに該当する事業者
- ・酒小売業…主として市内の飲食店に酒類を配達納品している
  - ・リネンサプライ業…市内の宿泊施設にベッドシート等や市内の飲食店におしぼりを貸与し、その使用後に回収して洗濯し更にこれを貸与することを繰り返している
  - ・食用氷小売業…主として市内の飲食店に食用氷を配達納品している

### 【支援金の額】

20万円

### 【申請書に添付する書類】

- ・酒小売業は、酒類販売業免許の通知又は酒類販売業免許証明書の写し
- ・リネンサプライ業は、リネンサプライに関する取引等の事実が確認できる書類の写し
- ・食用氷販売業は、氷雪販売業許可証の写し
- ・通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるページ）
- ・法人は、履歴事項全部証明書（写し可。奨励金支給申請前3カ月以内に発行されたもの）
- ・個人事業者は、運転免許証、個人番号カード（顔写真の面のみ）、健康保険証のいずれかの写し

## 3 観光関連事業者支援金

## < 旅客自動車運送業を営む事業者 >

### 【支給要件】

旅客自動車運送業（一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業）を営む事業者  
※福祉輸送事業を除く

### 【支援金の額】

次に掲げる車両（現に営業の用に供している車両に限る。）の種類ごとに算出した額を合計した額

- ・大型バス …………… 1台当たり 5万円
- ・中型バス、小型バス …… 1台当たり 3万円
- ・タクシー …………… 1台当たり 1万円

### 【申請書に添付する書類】

- ・一般貸切旅客自動車運送事業許可書の写し
- ・一般乗用旅客自動車運送事業許可書の写し
- ・支援金の対象となる車両の種類及び台数がわかる書類
- ・通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるページ）
- ・法人は、履歴事項全部証明書（写し可。奨励金支給申請前3カ月以内に発行されたもの）
- ・個人事業者は、運転免許証、個人番号カード（顔写真の面のみ）、健康保険証のいずれかの写し

## < 旅館業を営む事業者 >

### 【支給要件】

旅館業（旅館、ホテル）を営む事業者※下宿、簡易宿所、民泊施設を除く

### 【支援金の額】

次に掲げる旅館又はホテルの客室の数に応じた額

- ・10部屋未満 …………… 20万円
- ・10部屋～49部屋 …… 30万円
- ・50部屋以上 …………… 50万円

### 【申請書に添付する書類】

- ・旅館業経営許可証の写し
- ・通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるページ）
- ・法人は、履歴事項全部証明書（写し可。奨励金支給申請前3カ月以内に発行されたもの）
- ・個人事業者は、運転免許証、個人番号カード（顔写真の面のみ）、健康保険証のいずれかの写し

## 4 飲食店感染防止対策認証取得奨励金

### 【支給要件】

北海道飲食店感染防止対策認証制度（通称：第三者認証制度）に基づく認証を取得した事業者

### 【奨励金の額】

5万円

### 【申請書に添付する書類】

- ・第三認証制度の認証書の写し
- ・通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかるページ）
- ・法人は、履歴事項全部証明書（写し可。奨励金支給申請前3カ月以内に発行されたもの）
- ・個人事業者は、運転免許証、個人番号カード（顔写真の面のみ）、健康保険証のいずれかの写し

※上記1～3の支援金の申請後に第三者認証を取得した場合は、別途、この奨励金の申請をすることができます。

## 申請の受付

### ●申請受付期間

令和4年4月6日(水)から令和4年6月30日(木)まで（土・日曜日、休日除く）  
時間…9:00から17:00まで（12:00～13:00まで受付不在です）

### ●申請受付場所

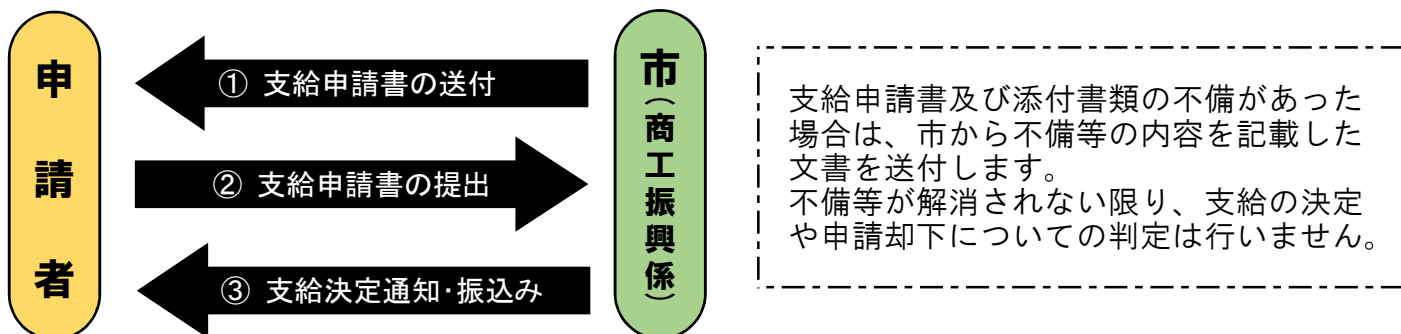
芦別市役所商工振興係（市役所2階④番窓口）

※窓口の混雑緩和による感染拡大防止の観点から郵送による申請書提出を推奨しています。

ご協力願います。【返信用封筒をご利用ください】

FAX、電子メールによる申請は受け付けられません。

## 支援金等支給までの手順



## お問い合わせ先

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地  
芦別市役所 商工観光課商工振興係

TEL 27-7376 fax 22-9696  
e-mail : syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp